申請期限:令和7年3月31日(月)まで



誤って納付した入学検定料は、 オンラインで還付申請できます!

申請手順

- 1 行政オンラインシステムにアクセス [注1]
- 2 利用者登録またはログインを行う
- 3 入学検定料の還付申請を行う
- 4 審査後、ご指定の口座へ振込み [注2]



申請はこちらから

[注1] 上記QRコードまたは下記のURLよりアクセスください。
https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/e2c68cb3-c650-434d-b502-05b077a95608/start

[注2] 府立中学校の入学検定料は3月頃から、府立高等学校の入学検定料は5月頃から順次振込みいたします。

□ 利用者登録 または ログイン

今までに大阪府行政オンラインシステムの利用者登録を行ったことが・・・

ない

利用者登録を行ってください。

▼ ある

システムにログインしてください。

利用者登録の方法

画面右上の「新規登録」をクリックします。

- (3) 利用規約をすべて読んだうえで、同意するのチェックボックスを選択します。
- (4) 登録するメールアドレスを入力します。
- (5) 認証コードを入力し、利用者情報(名前、生年月日、パスワード等)を設定したうえで、「登録」ボタンを押してください。

② 個人として登録する

「個人として登録する」をクリックします。



還付申請



必要事項をすべて入力した上で、 「次へ進む」をクリックします。



入力内容を確認します。

修正が必要な場合は、項目の右側にある「修正する」をクリックし、正しい内容に修正してください。

修正がない場合は「申請する」をクリックします。



留意事項(申請前に必ずご一読ください。)

- 入学検定料は、次に該当する場合に限り、還付を行うことができます。
 - 府立学校の入学検定料を納付したが、出願しなかった場合。
 - 府立学校の入学検定料を二重(又はそれ以上)に納付した場合。
 - 大規模災害等の被災者等であって、入学検定料の納付を免除されているのに誤って納付した場合。
- 申請の締切は<mark>令和7年3月31日(月)</mark>です。期限を過ぎると還付を行うことができません。
- ★ オンライン出願システムにより入学検定料を納付していない方は、オンラインでの還付申請はできません。大阪府HP [注3] に掲載している「入学検定料還付申請書」をダウンロードいただき、令和7年3月31日(月)までに大阪府教育庁施設財務課あて郵送してください。

[注3] 下記のURLよりアクセスしてください。郵送先住所もHPに記載しています。 https://www.pref.osaka.lg.jp/menkyo/o180140/000001.html

くお問合せ先>

大阪府教育庁施設財務課 歳入グループ 入学検定料還付担当 (代) 06-6941-0351